

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 大旺新洋株式会社

法人番号 : 6490001003781

業者の住所 : 高知県高知市仁井田 1 6 2 5 - 2

2 指名停止の期間 : 令和 7 年 1 月 6 日～令和 7 年 2 月 5 日 (1 か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 四国地区

4 事実概要

当該業者及び同社使用人は、高知県発注の工事において、港則法違反により公訴を提起された。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1(直通)